

地域医療介護総合確保基金(医療分)について

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第4項】

都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

資料構成

- 1 平成31年度(2019年度)地域医療介護総合確保基金の政府予算案について
- 2 平成31年度(2019年度)熊本県計画(医療分)について
- 3 平成32年度(2020年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について

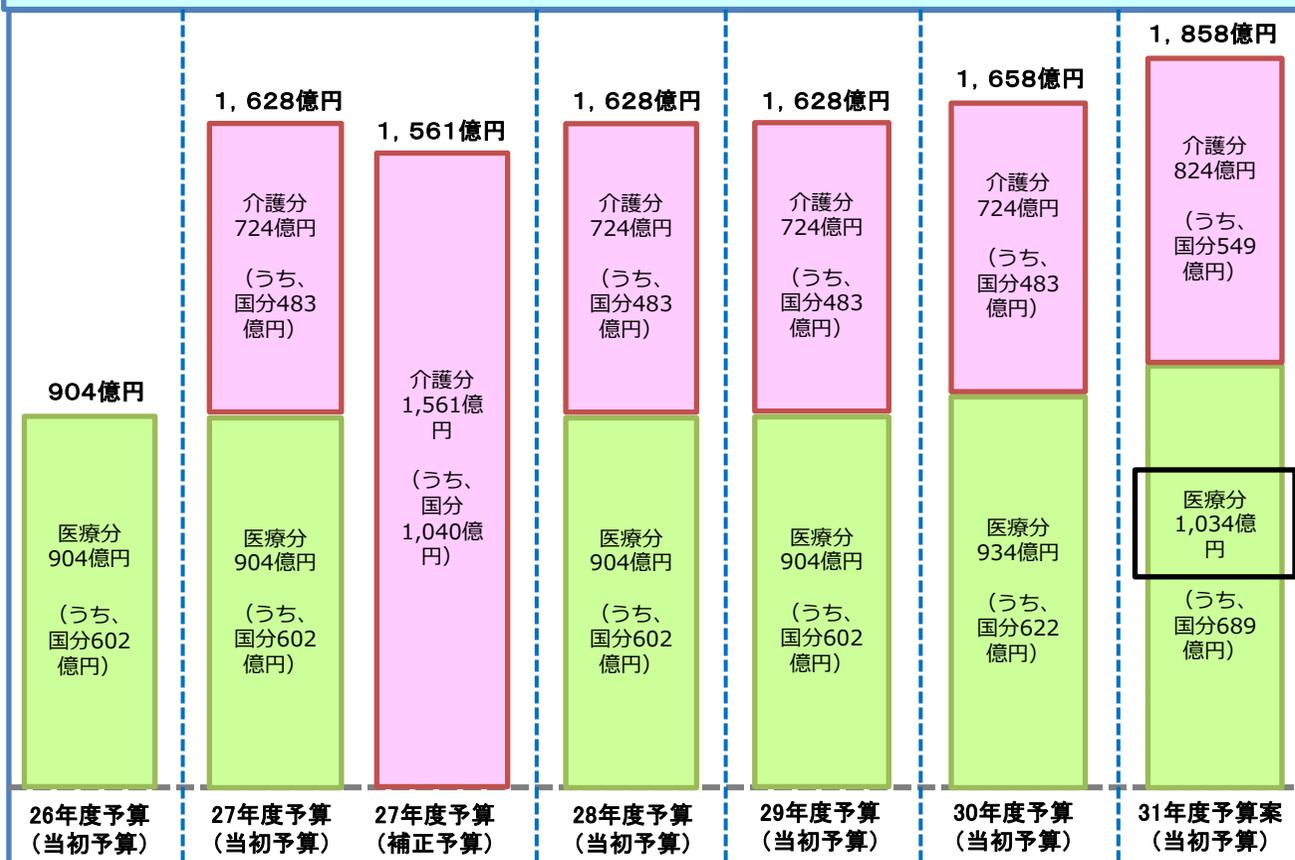
平成31年(2019年)3月5日 熊本県健康福祉部

地域医療介護総合確保基金の
平成31年度予算案について
(平成30年12月21日付け厚生労働省事務連絡)

地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案は、**公費ベースで1,858億円(医療分1,034億円(うち、国分689億円)、介護分824億円(うち、国分549億円))**

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

(参考)平成30年度スケジュール

- 【平成30年度当初予算】
- 30年3月～ 国による都道府県ヒアリング等の実施
 - 7月 基金の交付要綱等の発出
 - 9月 都道府県へ内示
 - 10月 都道府県計画の提出

2 平成31年度(2019年度)熊本県計画(医療分)について ①

(1)平成31年度(2019年度)熊本県計画の基本的な考え方等(案)について

※平成31年度(2019年度)熊本県計画は、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)」、「第7次熊本県保健医療計画(H30～H35)」及び「第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(H30～H35)」を踏まえて作成する。

		平成31年度(2019年度)														
<p>計画の基本的な考え方</p> <p>平成30年度から変更なし</p>	<p>団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、全ての住民が、医療や介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていける「地域包括ケアシステム」を実現するため、総合確保方針、第7次熊本県保健医療計画、第7期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等に即して、医療と介護の連携推進や介護施設等の整備などに取り組み、地域において効率的かつ質の高い医療・介護提供体制を構築する。</p>															
<p>医療介護総合確保区域</p> <p>平成30年度から変更なし</p>	<p>地域医療構想区域(10区域)</p> <p>※医療介護総合確保区域 地理的状況、人口、交通事情その他の社会的条件並びに医療機関の施設及び設備並びに介護施設等の整備の状況その他の条件から見て医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域</p>															
<p>県全体の目標</p> <p>第7次熊本県保健医療計画と整合した目標を設定予定</p>	<p>熊本県は、「安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供」を目指し、対象事業ごとに以下のとおり目標を設定する。</p> <p>【1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標】</p> <p>高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で、人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、県民が安心して暮らしていくため、安定的かつ継続的にサービスを受けられるよう、医療機関が病床機能を含めた医療機能の分化・連携に自主的に取り組み、患者の状態に応じた医療を提供できるようにする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価指標例</th> <th>現状</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数</td> <td>8,659人(平成30年(2018年)12月)</td> <td>50,000人(平成34年(2022年)3月)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>2025年に回復期機能の病床数の不足が見込まれる構想区域における当該不足病床数の合計</td> <td>215(平成30年度(2018年度)病床機能報告)</td> <td>0床(平成37年度(2025年度))</td> </tr> </tbody> </table>					評価指標例	現状	目標	①	「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数	8,659人(平成30年(2018年)12月)	50,000人(平成34年(2022年)3月)	②	2025年に回復期機能の病床数の不足が見込まれる構想区域における当該不足病床数の合計	215(平成30年度(2018年度)病床機能報告)	0床(平成37年度(2025年度))
	評価指標例	現状	目標													
①	「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数	8,659人(平成30年(2018年)12月)	50,000人(平成34年(2022年)3月)													
②	2025年に回復期機能の病床数の不足が見込まれる構想区域における当該不足病床数の合計	215(平成30年度(2018年度)病床機能報告)	0床(平成37年度(2025年度))													

(1)平成31年度(2019年度)熊本県計画の基本的な考え方等(案)について

平成31年度(2019年度)

【2 居宅等における医療の提供に関する目標】

2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関や多職種が連携して在宅医療を提供し、県民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができる体制や仕組みの構築を目指す。

評価指標例		現状	目標
①	居宅介護サービス利用者に占める訪問看護利用者の割合	10.3%(平成30年(2018年)4月)	12.2%(平成35年(2024年)4月)

県全体の目標(前頁の続き)

第7次熊本県保健医療計画と整合した目標を設定予定

【4 医療従事者の確保に関する目標】

(1)医師 :総合的な医師確保対策や医師の派遣調整など、地域の医療を県全体で支える仕組みを構築し、地域における医療提供体制の強化と医師数の地域格差の解消を目指す。

評価指標例		現状	目標
①	自治医科大学卒業医師及び医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数	17人(平成30年度(2018年度))	46人(平成35年度(2023年度))

(2)歯科医師 :医科と歯科が機能的に連携することで、県民のニーズに応じた歯科医療提供体制の整備を目指す。

評価指標例		現状	目標
①	回復期における医科歯科連携登録歯科医師数	85人(平成30年(2018年)9月)	220人(平成36年(2024年)3月)

(3)看護職員 :県民が住み慣れた地域で、自らの希望に沿った健康な生活や療養生活を送ることを支えるため、看護職員が質の高い看護を提供しながら、生き生きと働き続けることができるようにする。

評価指標例		現状	目標
①	県内出身看護学生の県内就業率	70.7%(平成30年(2018年)3月卒)	80%(平成36年(2024年)3月卒)

(4)その他の保健医療従事者:チーム医療や地域連携の推進に必要な保健医療従事者を養成、確保し、医療需要の変化に対応した地域における医療提供体制の整備を目指す。

(2)新規提案事業の状況について

(1)平成31年度(2019年度)における新規事業の提案募集をH30.5.1～7.31まで実施

① 募集方法

県ホームページへの掲載及び各団体、県内市町村への文書送付

② 募集結果

延べ12団体から26事業の提案(事業区分ごとの内訳は右表参照)

③ 提案に対する対応

平成30年(2018年)9月に提案団体と県医師会担当理事を交えて意見交換を実施

事業区分	提案 件数	予算要求 事業数
1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	5	1
2:居宅等における医療の提供に関する事業	11	5
4:医療従事者の確保に関する事業	10	5
合計	26	11

(2)提案事業の選定基準

- ① 基金事業費の総額は平成30年度(2018年度)当初予算額を上限とし、新規提案事業についてもこの枠内で事業化を検討
- ② 国の方針を受け、事業区分1の提案事業を優先
- ③ 地域医療構想の達成を推進するための課題が明示され、当該課題と提案事業内容との間に整合性があること
- ④ 国が定める標準事業例に該当していること
- ⑤ 事業の実施目標及び成果目標が数値化されていること
- ⑥ 他の財源(診療報酬、介護報酬及びその他の補助金等)で措置されていないこと

※上記の基準で選定した結果、26事業のうち11事業について平成31年度事業として国に要望予定

(凡例)

事業区分1: 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業区分2: 居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分4: 医療従事者の確保に関する事業

(3) 県計画に掲載する主な事業内容について ①

○計67事業(新規8事業、拡充5事業、継続54事業)

○総事業費 1,977,072千円(うち事業区分1:1,071,348千円【54.2%】 事業区分2:140,968千円【7.1%】 事業区分4:764,756千円【38.7%】)

※【 】内は各事業区分ごとの総額に占める割合。なお、各事業の事業区分は今後変更の可能性あり。

<主な事業>

事業区分	事業名	事業概要
1	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業 (医療政策課)	くまもとメディカルネットワークの構築を行う熊本県医師会に対する助成等
1	病床機能転換・再編整備事業 (医療政策課)	病床機能を転換する医療機関が実施する施設又は設備整備に対する助成
1	寄附講座開設事業 (医療政策課)	[地域医療・総合診療実践学寄附講座] 地域医療に関する卒前からの継続的な教育、総合診療専門医の育成、地域の医療機関における診療支援、並びにこれらに関連する研究に対する寄附金 [地域医療連携ネットワーク実践学寄附講座] 地域内の中核的な役割を果たす医療機関への医師派遣を通じた圏域内のネットワーク構築による医療機能の向上等に関する調査・研究に対する寄附金
1	地域医療構想アドバイザー及び研修会 (医療政策課)	地域医療構想調整会議の活性化のため、アドバイザーの活動経費と県主催研修会の実施に要する経費
1	災害保健医療機能分化・連携促進事業 (医療政策課)	災害関連死等の検証・他職種向け研修会等を行う熊本大学医学部附属病院に対する助成

(3) 県計画に掲載する主な事業内容について ②

(凡例)

事業区分1: 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業区分2: 居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分4: 医療従事者の確保に関する事業

<主な事業>

事業区分	事業名	事業概要(主な取組内容)
1	在宅医療サポートセンター事業 (認知症対策・地域ケア推進課)	県医師会及び各地域医療機関等に在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療の提供基盤の強化を図る事業に対する経費
2	在宅歯科医療機能強化事業 (認知症対策・地域ケア推進課)	在宅歯科診療を推進するため、熊本県歯科医師会が設置する在宅歯科医療連携室の運営に対する助成
2	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業 (医療政策課)	障がい児・者の歯科診療、歯科医療従事者の人材育成等を行う熊本県歯科医師会立口腔保健センターに対する助成
4	看護師養成所等運営費補助 (医療政策課)	看護師等養成所の運営に対する助成
4	ドクタープール地域勤務医師支援事業 (医療政策課)	へき地を含む地域の医療を県全体で支えるため、県と協定を締結した医療機関から支援が必要な地域の医療機関に対して、医師を派遣するドクタープール制度を新たに構築し、派遣元医療機関に協力・調整費を支給するための経費

1 趣旨

平成32年度(2020年度)基金事業(医療分)の計上に向け、熊本県地域医療構想の達成を推進するために必要な事業の提案を広く募集するもの(平成26年度以降、毎年実施)

2 募集期間

平成31年(2019年)4月15日～7月15日

○事前協議期間:平成31年(2019年)4月15日～6月15日(5月頃に提案予定団体向けに相談会を実施予定)

○提案期間:平成31年(2019年)7月1日～7月15日

※提案にあたっては、県担当課との事前協議の徹底を図るため、次年度から事前協議期間を設定。事前協議を行った事業のみ提案を受け付けるものとする。

3 対象事業区分

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業

4 募集方法

市町村、各関係団体等へ募集文書を送付する他、県ホームページへも掲載

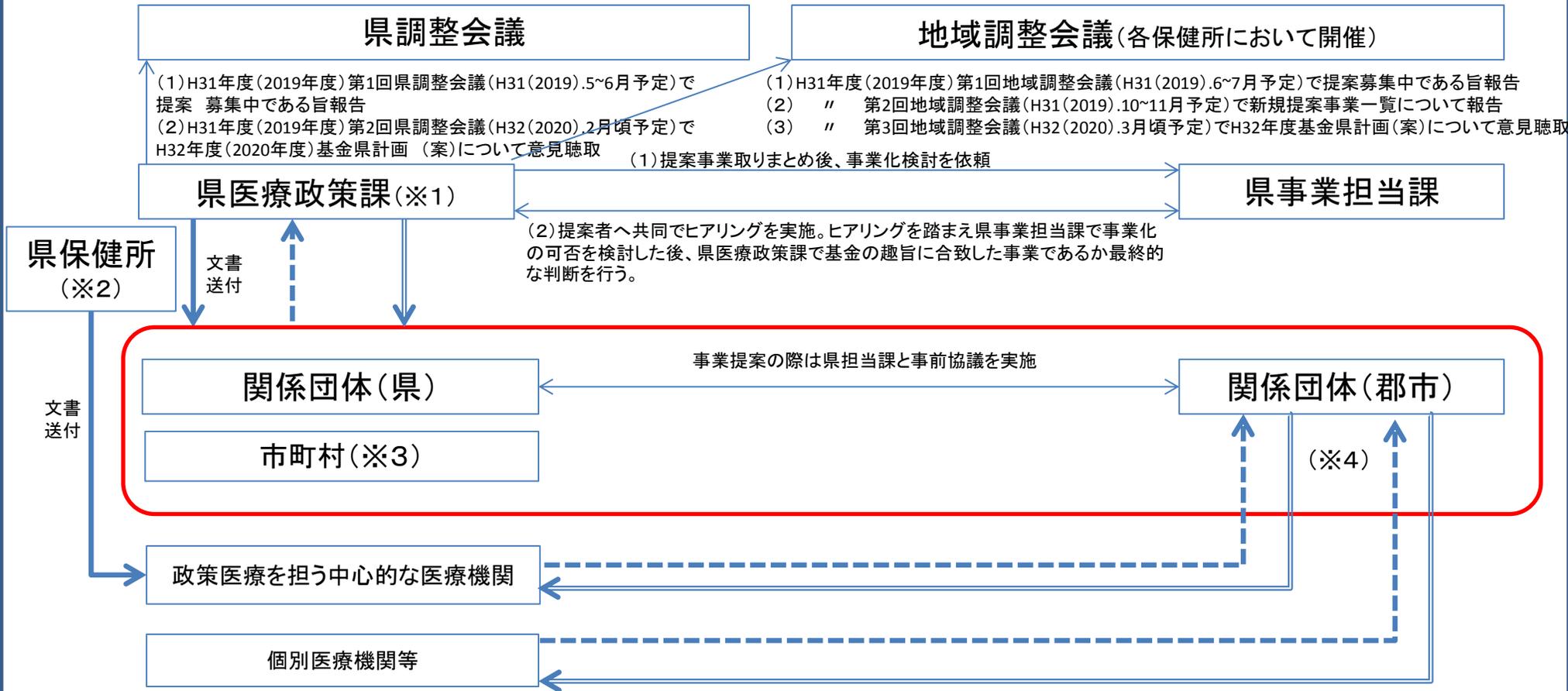
5 事業化に当たっての考え方(案)

- (1)平成32年度(2020年度)の国、県予算の状況及び国の配分方針を踏まえ決定するものの、基金事業費の総額は平成31年度(2019年度)当初予算額と同程度の規模として事業化を検討
- (2)地域医療構想の達成を推進するための課題が明示され、当該課題と提案事業内容との間に整合性がある事業について事業化を検討
- (3)標準事業例に該当し、標準単価に基づき事業費を計上された事業について事業化を検討
- (4)事業の達成状況や有効性を確認し、次年度以降の事業見直しに繋げる観点から、事業の実施目標及び成果目標が数値化された事業について事業化を検討
- (5)県全域へ効果が波及される事業だけでなく、対象区域を限定した事業についても提案の対象
- (6)診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されている事業は提案の対象外

3 平成32年度(2020年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について②

○事業提案募集スキーム

- ① → : 募集
 ② → : 地域の課題解決に資する事業を提案
 ③ → (H32年度(2020年度)予算成立後)事業採択・非採択通知



- ※1 提案とりまとめ後、県医療政策課は事業担当課等と共同でヒアリング等を実施し、予算要求の是非を決定する。
- ※2 調整会議で決定された「政策医療を担う中心的な医療機関」へは県保健所(熊本市内の医療機関へは県医療政策課)から提案募集に係る文書を送付する。
- ※3 市町村は事業提案の際、実施主体(市町村又は県)を記入する。また基金を活用した事業を市町村において実施する場合は、県への事業提案及び県の予算措置終了後、市町村計画(案)を作成し、県へ提出するものとする。
- ※4 個別医療機関等(「政策医療を担う中心的な医療機関」を除く)へは関係団体(県又は郡市)を通じて周知していただくよう依頼する。
 また、「政策医療を担う中心的な医療機関」及び個別医療機関等が提案する場合は、原則として、所属する郡市レベルの関係団体(郡市レベルの関係団体を有しない場合は、県レベルの関係団体)を経由することとする。所属する関係団体においては、当該提案が地域の課題解決に資する内容になっているか等について確認し、提案する。

3 平成32年度(2020年度)地域医療介護総合確保基金(医療分)新規事業提案募集について③

